

議案第 9 5 号

**東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

東近江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年東近江市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

小脇町寿地区整備計画 区域	近江八幡八日市都市計画小脇町寿地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

7 小脇町寿地区整備計画区域

区分	制 限	
住宅地区	用途の制限	(1) 住宅（ただし、一戸建て専用住宅に限る。） (2) 政令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 自治会等の地区住民を対象とした社会教育的な活動又は自治会活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これに類するもの (4) 前3号の建築物に附属するもの
	容積率の最高 限度	10分の10
	建ぺい率の最 高限度	10分の6
	敷地面積の最 低限度	200平方メートル(隅切りをした敷地は180平方メートル)
	壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離を1メートル以上とする。ただし、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの、物置その他これに類する用途（壁面のある自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、この限りでない。
	建築物の高さ の制限	10メートル

建築物の各部分の高さ	当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、建築物の敷地が公園、広場、川その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する道路又は隣地との高低の差が著しい場合その他特別の事情がある場合においては、政令第135条の4の規定を準用するものとする。
建築物の形態又は意匠の制限	(1) 附属建築物を除き、建築物の屋根は勾配屋根とし、屋根の勾配は10分の3以上とする。 (2) 外壁及び屋根の色彩は、東近江市景観計画で規定する田園ゾーンの基準値とする。
垣又は柵の構造の制限	道路及び敷地境界に面して垣又は柵を設ける場合は、その構造は生垣又は透過性の高いフェンスとしなければならない。ただし、門柱又は門扉に類するもの及び規則で定めるものは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。